

お知らせ

国民年金保険料の納付を忘れずに

年金医療課(☎27)2741

国民年金保険料は納付期限内に納めましょう。未納のままにしておくと、保険料の納付済月数が基準を満たせず、将来年金を受給できなくなる場合があります。年金は受け取る時点で納付済月数が多いほど支給される年金額が多くなります。不慮の事故や病気などで障害年金や遺族年金を請求する際も、受給資格である納付要件を満たせず、請求できなくなることもあります。過去2年以内の保険料は速やかに納めてください。納付期限または使用期限内の納付書は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで、納付期限後2年を経過していない納付書は、金融機関・郵便局で納めることができます。納付書を紛失した場合は、前橋年金事務所へ納付書の再発行を依頼してください。納付期限から2年経過した納付書は使用できません。

国民年金保険料に未納がある場合、前橋年金事務所や日本年金機構から納付催告のお知らせが送付され、日本年金機構に委託された事業者による納付催告の文書・電話連絡が行なわれます。

労働保険の年度更新

商工労働課(☎27)2755

労働保険(労災・雇用)更新の申告・納付期限は6月2日(月)から7月10日(木)までです。手続きが遅れると、国が追徴金を課することがあります。忘れずに更新してください。

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給

障害福祉課(☎27)2753

自宅で生活を送る重度障害者(児)を支援するため、次の手当を支給しています。障害福祉課・各支所市民サービス課で手続きをしてください。支給には障害の程度や所得などに条件があります。詳しくは問い合わせてください。

特別障害者手当

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を持っていない人でも該当となる場合があります

自宅で生活し、障害が著しく重度の状態にあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人 ※社会福祉施設に入所している人や病院に3カ月以上入院している人は除きます

支給月額 2万9590円

障害児福祉手当

自宅で生活し、日常生活で常時

われます。 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027-231-1719)

国民年金の手続きの電子申請

年金医療課(☎27)2741

国民年金の一部の手続きは、マイナポータルから電子申請できます。紙の申請書に比べ簡単に申請できるほか、スマートフォンなどで申請結果を確認することもできます。詳しくは日本年金機構HP(<https://www.nenkin.go.jp>)を確認してください。 ※マイナンバーカードが必要ですが、利用可能な手続き 国民年金第1号被保険者の資格取得(種別変更)届出、付加保険料納付(辞退)申出、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、産前産後免除該当届、口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)申出、口座振替辞退申出

年金受給の相談や申請を受け付けています

年金医療課(☎27)2741

年金受給に関する相談や申請を受け付けています。市の窓口で受け付けできない内容もあります。詳しくは問い合わせてください。

介護を必要とする20歳未満の人 ※社会福祉施設に入所している人は除きます

支給月額 1万6100円

※特別児童扶養手当と併せて受給できます

特別弔慰金が支給されます

社会福祉課(☎27)2748

戦没者などの死亡当時の遺族で、4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合、次の①～④の順番で遺族1人に対して特別弔慰金(額面27万5000円、5年償還の記名国債)が支給されます。詳しくは社会福祉課または各支所市民サービス課へ問い合わせてください。

弔慰金の受給権者

① 戦没者などの子

② 戦没者などの子

③ 戦没者などと生計関係を有していた父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

④ 生計関係があったことなどの要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります

④ 前記以外の三親等内の親族 ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった人に限りです

請求期限 令和10年3月31日(金)まで

国民年金受給(55歳)

相談や申請は年金医療課・各支所市民サービス課国保年金係で受け付けています。

厚生年金受給(55歳)

相談は年金医療課内年金受給相談窓口で応じます。事前に相談したい日に相談員がいるかを電話で年金医療課に確認してください。障害厚生年金などに関する場合は相談窓口の案内のみです。受給の相談や申請の手続きは前橋年金事務所や街角の年金相談センター前橋で受け付けています。前橋年金事務所の相談窓口は事前に予約が必要です。予約は相談日の1カ月前から予約受付専用電話(☎0570-4890)で受け付けます。

前橋年金事務所による出張年金相談窓口を、毎月第4木曜日に月替わりで各支所に開設しています。厚生年金受給に関する相談や申請の手続きができます。ぜひ利用してください。相談や申請の手続きは事前に予約が必要です。予約は相談日の2週間前から相談窓口を開設する支所の市民サービス課国保年金係で受け付けます。祝日などにより、期日を変更する場合があります。

前橋年金事務所(☎027-231-1719)

相談

税理士会無料相談会

市民税課(☎27)2717

税理士会伊勢崎支部の税理士が無料で個別の相談に応じます。 ※地方税の相談は除きます

時 7月8日(火)午後2時～4時

場 市役所本館3階相談室

対 市内に在住の人

定 6人(先着順)

申 7月1日(火)午前9時から電話で市民税課へ

無料空き家相談会

住宅課(☎27)2797

空き家に関する相談に専門の相談員が無料で応じます。所有する空き家の管理・活用などで困っている人は相談してください。

時 6月16日(月)

場 市役所東館1階市民ホール

定 各部15人程度(先着順)

内 空き家に関する相談・登記、調査・手続き、売買・賃貸、庭木の剪定・除草など

相談員 午前の部 弁護士・土地家屋調査士



フードドライブに協力してください

社会福祉課(☎27-6273)

家庭で余った賞味期限が2カ月以上残る常温保存が可能な未開封の食品を集めます。

※肉・魚・野菜などの生鮮食品、アルコール類、衣類、食器類は除きます

時 6月11日(水)・12日(木)の午前10時～午後3時

場 社会福祉会館(上泉町)

問 伊勢崎市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター(☎27-5974)

士・宅地建物取引士・伊勢崎市シルバー人材センター職員

午後部の部 司法書士・行政書士・宅地建物取引士・造園施工管理技士

申 6月9日(月)から13日(金)までに電話で住宅課へ ※定員に満たない場合は当日の参加も受け付けます

里親相談会

子ども家庭センター(☎27)6291

「子どもを養育したい」、「里親制度に興味があり、協力したい」と考えている人を対象に里親相談会を開催します。

時 7月10日(木)午後1時～4時

場 市役所東館2階相談室

内 里親制度の説明、DVD上映、個別相談

申 事前に電話で中央児童相談所(☎027-2226-5661)へ

保育士就職支援相談を受け付けています

子ども保育課(☎27)2751

保育士の資格を持っていて、保育所などに就職していない人の就職支援相談を子ども保育課で受け付けています。保育施設で勤務経験のある保育士が再就職の支援や相談、公立保育所での保育体験実習の案内を行います。気軽に相談してください。